

第Ⅱ期基本計画 厚生労働省関係部分（抜粋）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働関連統計の整備	◎ 社会保障費用統計の公表時期の早期化、ILO基準に基づいた制度間移転のクロス集計の充実及び集計項目の細分化に努める。	厚生労働省	平成26年度から実施する。
(1) 社会保障全般に関する統計の整備	○ 医療、福祉及び介護に関連する統計について、統計の利便性、有用性等の向上を図るため、これらの分野における統計体系の全体像を整理し、公表する。	厚生労働省	平成26年度末までに実施する。
(2) 人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備	◎ 国民生活基礎調査の所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。	厚生労働省	平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）の調査対象者が平成25年度に中学生になったことを勘案し、関係府省との調整を含め、今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省	平成26年度末までに結論を得る。
	○ ILOにおける就業・失業等に関する国際基準の見直しや今後の実務マニュアルの検討状況を踏まえ、失業者等の定義の変更や失業率を補う新たな指標の作成及び提供について、既存の研究結果や試験調査の実施等を含めた検討を行った上で、時系列比較の観点にも留意しつつ、国際基準に可能な限り対応した統計の作成及び提供に努める。	総務省	平成28年度末までに結論を得る。
	○ 労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。	総務省、関係府省	平成26年度から実施する。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。

公的統計基本計画について

1 公的統計基本計画とは

- ◆根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- ◆目的：各府省が必要な統計を作成する「分散型統計機構」の下、公的統計の整備に関する目標や具体的取組を政府全体で共有し、総合的かつ計画的な統計整備を推進
- ◆期間：おおむね5年間
- ◆策定手続：総務大臣は、基本計画の作成又は変更に当たり、統計委員会の意見を聴き、国民の意見を反映させるための措置を講じた上で、閣議決定を求める。
- ◆フォローアップ：毎年、総務大臣が推進状況を取りまとめて公表。統計委員会が推進状況を評価

2 公的統計基本計画の変更

- ◆ 現行の第Ⅰ期基本計画（平成21年3月閣議決定）は、平成25年度末をもって計画期間が終了
- ◆ 統計をめぐる社会経済情勢の変化、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、第Ⅱ期基本計画（平成26年4月からの5年間）を策定

平成25年5月17日 総務大臣から平成24年度の第Ⅰ期基本計画の推進状況を統計委員会に報告
10月9日 統計委員会から第Ⅱ期基本計画に関する基本的な考え方を総務大臣に提示
10月30日 総務大臣から第Ⅱ期基本計画案を統計委員会に諮問
10月31日～11月29日 国民に意見公募
平成26年1月31日 統計委員会から総務大臣に答申
3月25日 閣議決定

第II期公的統計基本計画の概要

1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

統計の体系的整備・有用性の確保・向上



- ① 統計相互の整合性の確保・向上
- ② 国際比較可能性の確保・向上
- ③ 経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④ 正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤ 統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進

2 公的統計の整備

(1) 経済関連統計

- 国内総生産（GDP）を計算する基準を国連の新基準（2008SNA）に対応【計画6頁、31頁】
（例：現行基準では費用としてGDPに含まれていない研究開発費を、新基準では投資としてGDPに計上。参考1参照）
- 経済構造統計（経済センサス）を中心に経済統計の整備計画を再策定【7～8頁、33～34頁】
（例：平成28年に予定している経済センサスー活動調査は調査環境の良い時期に実施。また、経済センサスの実施に伴い、関連する経済統計調査の調査事項、実施時期、周期等を再検討）

(2) 人口・社会、労働関連統計

- 失業に関するILOの新基準を踏まえ、失業者の定義（求職活動期間を現行の1週間から1か月）の変更について、試験調査等を行った上で、時系列比較にも留意しつつ検討【15頁、40頁】
- 非正規雇用をよりの確に捉える労働者区分の見直しに向けた取組【15頁、40頁】
（事業所・企業を対象とした統計調査）
現行（2区分）→ 変更後（3区分）
 - ・ 常用労働者
 - ・ 無期雇用労働者
 - ・ 臨時労働者
 - ・ 有期雇用労働者
 - ・ 日々・短期雇用労働者

第Ⅱ期公的統計基本計画の概要

3 公的統計の整備に必要な事項

(1) 統計作成の効率化、報告者の負担軽減等

- 統計調査の母集団情報となる事業所母集団データベースの充実、蓄積された情報を活用した統計の作成【16頁、41頁】
- オンライン調査の推進【18～19頁、42頁】
(例：平成27年国勢調査におけるオンライン調査を前回の東京都から全国に拡大。
また、モバイル端末の普及状況を踏まえ、スマートフォンなどのオンライン報告手段の多角化に対応)
- 社会保障・税番号制度の統計への活用に関する検討・研究【18頁、41～42頁】
- 大規模災害等の発生時の備えとして、課題の整理、対応方針の取りまとめ【21～22頁、43～44頁】

(2) 統計データの有効活用の推進等

- 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充などの統計データのオープン化の推進【26～27頁、46頁】
(API機能：政府の統計データを民間企業等のシステムが自動的に取得・更新。参考2参照)
(統計GIS：地理情報システム（GIS）の仕組みを活用し、統計データを背景地図とともに視覚化して提供するもの（地図で見る統計）。参考2参照)
- 政府が一般から委託を受けて統計を作成する（オーダーメイド集計）場合の利用条件（学術研究の発展に限定）を緩和することを検討【25～26頁、45～46頁】
- 統計分野における積極的な国際協力・国際貢献（発展途上国等からの研修生の受入れ。参考3参照）【27～28頁、47頁】

4 基本計画の推進

- 府省間の連携を一層推進し、統計委員会におけるフォローアップ等の取組の重点化【29頁】
- 各種法定計画に基づく統計整備との整合性を確保しつつ取組を推進【29～30頁】